

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度が実施されることにより、事業者の方には次のように日々の業務での対応や準備が必要となります。

- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する。
- 軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認する。
- 売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。
- 複数税率に対応したレジやシステムの改修等を準備する。

つきましては、軽減税率制度や軽減税率対策補助金制度の理解を深めていただくために、消費税軽減税率制度等説明会を開催します。

どなたでもご参加いただけますので、是非ご出席ください。

1 日程等

	開催日	開催時間	開催場所	定員	主催者
①	平成30年 10月24日（水）	13:30～ 15:00	昭和ビル 9階ホール (名古屋市中区栄四丁目3番26号)	100名	(公社)名古屋中法 名古屋中税務署
②	平成30年 10月25日（木）	13:30～ 15:00	昭和ビル 9階ホール (名古屋市中区栄四丁目3番26号)	100名	(公社)名古屋中法 名古屋中税務署

- ①及び②の説明会は、同様の説明内容のため、いずれの日時にご出席いただいても結構です。
- 会場の収容人員の都合により、ご出席いただけない場合もございます。
- 説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。
- 開催場所には、駐車場の施設がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

2 説明内容

- ・ 軽減税率制度の概要
- ・ 軽減税率対策補助金制度（事業者支援措置）の概要

3 お問合せ先

名古屋中税務署 法人課税第一部門 TEL: 052-962-3131 (内線 2412)

※ 税務署の担当者にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。